

平成14年度包括外部監査結果報告（平成15年1月20日提出）に基づく市長の措置について

「水道事業」に係る監査

監査結果及び意見	措置結果及び意見への対応状況
<p>4. 受託工事 ＜結果＞ 受託工事事業に係る事業収支は、従前より赤字です。平成13年度の営業損失は638百万円であり、間接費等配賦後では753百万円です。受託工事が水道事業の付帯事業であるということを理由として、赤字対策について認識がなかったわけではないと思いますが、事業収支を明確にするために、工事における公的負担の基準を明示し、兼務職員について兼務部分に応じた費用配分を行う等、受託工事費の各費目についてその内容を詳細に分析して、工事原価を把握する必要があると考えます。その上で、受託工事収入が工事原価を賄えるかについて検討を行い、これを賄えない場合には、業務の全般的な見直しを行うこと等によって事業収支の改善を図らなければならないと考えます。</p>	<p>受託工事費の各費目について、その内容を再度分析し、兼務職員に係る受託工事費と給水費の費用配分の見直しなどを行いました。 その結果、平成15年度決算では、受託工事事業の営業損失は、18百万円となり、平成13年度決算の753百万円と比べ、事業収支は改善されました。</p>

5 . 料金徴収および債権管理

(2) 未納整理業務

< 結果 >

料金整理業務を効率的かつ効果的に実施するために、各営業所での取扱要綱および処理基準の運用状況を把握するとともに、担当者から意見を聴取して、統一的な料金整理業務の処理基準を再構築することが有用であると考えます。

さらに、「未納整理帳票」の運用を柔軟かつ有効なものとするため、実態に即した規定に見直すとともに、その規定に沿った適切な承認決裁が行われるべきです。

料金整理業務の見直しについては、局内にプロジェクトを設け、各営業所の未納整理員等から意見を聴取するなど、検討を進めてきました。

その結果、平成16年3月に、新たな「水道料金等未納整理業務及び給水停止業務に関する取扱要綱」及び「料金整理業務の処理基準」を作成するとともに、未納整理帳票も、実態に即して見直しを行い、新たな帳票を作成し、各営業所に周知しました。

現在、各営業所では、新しい要綱、基準及び帳票に基づいて、統一的な事務処理を行っております。

6. 工事契約

(2) A 協同組合との工事契約

< 結果 >

待機班数について、平成12年度に見直しを行い従前の36班体制から33班体制へと削減を行ったことなどにより、平成12年度および平成13年度は前年度比10%前後の経費削減を達成しています。しかしながら、契約で拘束している時間は1日当たり7.5時間であるにもかかわらず、実際の出動時間は、その半分にも満たない営業所もあります。当該事項については、平成11年度第1回定期監査および平成13年度第1回定期監査でも指摘されています。

待機班数については、平成12年度からの出動時間の実績を集計し、さらなる見直しを行うことにより削減を図り、経費削減の努力をすることが望まれます。

待機班数につきましては、迅速な対応が必要であることから各営業所単位に最低1班を配置し、出動時間の実績から、緊急の事態には複数班の体制を採っている区域から応援ができるよう待機体制の見直しを行っています。

平成16年度は、平成15年度の29班体制からさらに4班を減班し、4月から25班体制で実施し、効率的・効果的な実施体制に改めました。

なお、「水道経営改革プラン」に掲げた営業所・配水管理所の統廃合について、今年度は基本的な計画を検討することとしておりますので、プランに合わせて、さらに漏水修理工事等の効率的・効果的な実施体制に向けて見直しを図ってまいります。

7. 委託契約

(1) 委託契約の概要

< 意見 >

横浜市水道局では、現在委託化している業務以外にも委託化の可能な業務があると思われ、委託化による経費削減の余地が十分にあると考えられます。さらに、随意契約による契約の合理性につき検討を実施し、競争入札による契約へ変更し契約金額を低減させることも十分可能であると考えられます。「安全で良質な水の安定給水」を事業目標としていることから、全ての業務を委託化できるとは考えられませんが、今後の検討課題として、定年退職者の増加に伴う定員数の減少を考慮しつつ、委託化の可能な業務とそうでない業務の洗い出しを行い、委託化の可能な業務については順次委託化を進め、経費節減や業務の効率化を図っていくことが必要と考えられます。

また、契約方法に関しても、競争入札によるべきか随意契約によるべきかの検討を既存の委託契

「水道経営改革プラン」策定の際に、委託可能な業務の洗い出しを行い、経費の削減効果が見込める委託可能な業務から、順次、委託化を進めることとしています。

これに基づいて、水道メーター検針業務については、平成18年度までに直営を廃止し、9区を民間委託、9区を再任用化することとしており、平成16年1月から3区（中区、保土ヶ谷区及び泉区）において競争入札による民間委託を実施しました。

また、平成15年4月から大

<p>約も含めてその内容を十分に精査し、より経済的な契約金額での委託に努めるべきであると考えます。</p>	<p>型メーター据替業務の委託化を実施しました。</p> <p>また、契約方法に関しては、より経済的な契約金額で、確実に業務が履行されるよう、内容を十分に精査し、可能な限り競争性の導入を図っております。</p>
<p>7. 委託契約</p> <p>(2) B社との業務委託契約</p> <p><結果></p> <p>メーター検針業務の委託化については、共同住宅以外のメーター検針業務についても委託化を進めていくことにより、当該業務に係る経費削減を実現していくことが必要と考えられます。さらに、平成15年度中に、一部の区について競争入札による民間委託を実施する予定となっておりますが、B社および新規参入業者の業務処理能力を適切に評価し、委託化の範囲の拡大が可能であるかどうかについても検討する必要があります。</p> <p>小型満期メーター据替作業については、他の自治体でのメーター据替業務の入札実績では、かなりの数の入札参加業者があることから、作業ノウハウに関しては条件を満たしている業者が多数存在することが推察されます。また、メーター据替計画戸数に基づく業務を遂行できる体制という条件については、口径ごとの発注や数量割り当てによる発注、各区単位等ブロックごとによる発注など、様々な方法を工夫することによって、他の民間業者でも業務を遂行できる体制という条件を満たすことができると考えられます。これにより、契約参加の公平性を保つとともに、経済的な契約を結ぶことが必要と考えられます。</p> <p>一般業務、警備業務については、清掃作業や警備作業が中心であり、清掃作業員や警備員が局の施設に出入りする市民との間で水道局の業務ノウハウにかかわるような対応を行うとは考えにくく、水質検査等水道固有の作業がある野毛山配水池等施設管理業務も含め随意契約を締結する理由に合理性を認めにくく、また、これらの業務は平成11年度から平成13年度まで契約金額が同額で推移しており、経済的な計算が行われているとは考えにくい状況にあります。</p> <p>これらの点については、平成14年度で一般業務のうち3件について指名競争入札を実施していることや警備業務について平成13年度第1回定期監</p>	<p>1 メーター検針業務については、平成16年1月から、3区（中区、保土ヶ谷区及び泉区）で民間委託を実施しました。今後も対象区を拡大していきます。</p> <p>なお、B社への検針委託単価については、毎年見直しを行っており、平成16年度の平均単価は、民間委託の実施を踏まえ、平成15年度に比べ約20%減と大幅に引き下げました。</p> <p>2 警備業務については、平成16年度から競争入札を実施しました。</p> <p>また、野毛山配水池の施設管理業務については、職員が巡回業務を行うとともに、植木剪定業務は、西谷浄水場において随時発注することにより、平成15年度で委託を廃止しました。</p>

<p>査で指摘を受け積算の見直しを行うなど、改善の途上にありますが、その他の一般業務や警備業務、野毛山配水池等施設管理業務については依然として随意契約によっています。また、野毛山配水池等施設管理業務は契約金額が依然として同額のままであります。今後は、その他の一般業務や警備業務、野毛山配水池等施設管理業務についても競争入札により契約参加機会の公平性を保つとともに、業者の見積り合わせにより毎年度契約金額の見直しを実施することが経済性の観点から必要です。</p>	
<p>8 . 財産管理 (5) 未利用地上の遊休建物等の除却 < 結果 > 現在未稼働であり再利用の可能性がない遊休建物等については、できる限り速やかに除却の手続を行うべきです。機械装置等についても同様に除却すべきです。また、遊休建物等が存在している限り維持費等のコストが発生し、老朽化により安全性に問題が生じてくるケースもありうることから、早期に解体・撤去といった具体的な処分が必要であると考えます。</p>	<p>平成 16 年 3 月に、「未利用地の活用計画」を策定し、この計画の中で、遊休建物等が残っている未利用地についても、順次、売却及び貸付けを推進することとしております。</p> <p>この計画に基づき、平成 16 年度においては、工事事務所やポンプ場用地について、建物等を撤去し、売却及び貸付けを行うこととしております。</p> <p>今後とも、未利用地上の遊休建物等につきましては、除却までの間の安全性について措置を講じるとともに、「未利用地の活用計画」に基づき、未利用地の活用に併せて、当該未利用地上の遊休建物等の解体撤去を順次実施してまいります。</p>

<p>8 . 財産管理 (6) 耐用年数の適用および減価償却費の計算 <意見> 減価償却を取得年度の翌年から開始する方法は、地方公営企業法施行規則第8条第1項の「...当該有形固定資産の当該事業年度の開始の時ににおける帳簿価額から...」という規定に基づくものであります。しかしながら、同条第6項には「各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については第1項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。」という規定もあることから、年度中に設備の供用を開始した資産については、稼動期間に対応した減価償却費を計上することが望ましいと考えます。</p>	<p>減価償却の計算方法については、現在、地方公営企業法施行規則第8条第1項に規定された、原則どおりの取扱いとしており、これまでどおり、年度末において、間接費の配賦を行った上で、翌年度から減価償却を開始する方法を継続していきます。</p>
<p>8 . 財産管理 (8) 修繕工事 <意見> 修繕費の見積りの際に、償却性有形固定資産期末簿価だけにその算出基準を求めるのは実態に合致しているとは言い難く、引当金として計上する根拠に乏しいと思われます。よって、修繕の実態に合致した引当金算出とするために、過去の修繕費等の発生状況を加味した計算方法にする必要があると思われます。 また、過去の引当金繰入の状況を見ますと、水道局の収支が厳しいことから平成2年度より繰入を停止し、平成13年度は収支が好転したことから予算執行残額の50%を繰入れております。本来的に、このような修繕引当金を設定する目的は、発生主義に基づいて期間損益計算を適正化させることにあります。現状の要領では「当期繰入額は予算執行残額の範囲内」という曖昧な基準となっており、修繕引当金設定の目的が達成されにくい状態であります。よって、每期計画的および規則的に引当金が計上されるよう「修繕引当金取扱要領」等の規定を見直す必要があると思われます。</p>	<p>修繕引当金の引当基準額については、過去の修繕費等の発生状況を勘案して見直しを行い、平成15年3月に「修繕引当金取扱要領」を改正しました。 なお、引当金繰入額の算定方法については、予算執行残額の範囲内において、引当基準額との差額を引当金として設定するものとしており、平成15年度については、この算定方法に基づいて、68百万円を計上しました。</p>

<p>9．人件費 (1) 企業手当 <意見> 企業手当を支給している団体は確かに多いのですが、一部では見直しの動きがあることも事実です。横浜市だけに限っても、水道局職員にのみ企業手当を支給する根拠は不明確です。それゆえと思いますが、段階的な調整が図られ、経過措置によって支給率が切り下げられています。財務内容の健全化を進めていく上で、いま一度、企業手当の支給対象や支給率等のあり方を検討する余地があるものと考えます。</p>	<p>平成16年7月に「横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程」を改正し、企業手当については月額3.5%としました。さらに、「水道経営改革プラン」のスケジュールを前倒しし、平成17年度廃止に向け、調整してまいります。</p>
<p>9．人件費 (2) 徴収点検手当 <意見> 担当職員の月次の点検件数は、順次引き上げられ、点検手当はその際には一定の動機付けにはなりました。しかしながら、支給基準は現在、経過措置の段階にあり、さらなる能率向上のための条件として見直しを行っていく必要があると考えます。</p>	<p>水道メーター検針業務については、「水道経営改革プラン」において、平成18年度で、現行の直営を廃止し、民間委託及び再任用化いたしますので、これにより職員の徴収点検手当は廃止します。</p>

10. 退職手当

(2) 退職給与引当金

< 意見 >

平成13年度末における退職給与引当金の残高は31億円の計上にとどまっており、自己都合要支給額の20%にも満たない8%（31億円 / 402億円）であり、平成14年度における定年退職予定者に対する退職手当予想額に対しては充当できませんが、平成15年度分に対しては不足します。

公営企業会計において退職給与引当金の会計処理基準が確立されていないため、各事業者によってその処理は統一されていないことは承知しております。

しかしながら、退職手当は、退職時において賃金の後払い的な性格をもつものとして支払われるところから、退職給与引当金残高が期末時の自己都合要支給額の8%程度しか計上されていないということは、毎事業年度における退職手当の負担が適正でなく、退職債務額に対しても不足しているといえます。

したがって、「退職給与引当金取扱要領」等を見直した上で、会計的な債務認識として、引当金残高が自己都合要支給額の100%相当額となるよう計上することが望まれます。

退職者のピークは、平成19年度から22年度に見込まれており、現行の「財政計画」や、「中期財政プラン」では、この時期の退職債務に対応する退職給与引当金を計上することとしております。

平成15年度は、この計画に基づく繰入額85百万円に加えて、7億円の繰り入れを行いました。

これにより、平成15年度末の退職給与引当金の残高は、期末の自己都合要支給額の10%程度となっております。これを、直ちに100%相当額にすることは、単年度で多額の人件費を計上することとなり、市民の理解を得ることは難しいと考えておりますが、その趣旨は尊重しつつ、今後とも、計画に基づいた繰り入れを行っていきます。

また、平成14年度決算から、決算書に、退職債務額に相当する期末の自己都合要支給額を注記し、情報の開示を行っております。

10. 退職手当

(3) 人事異動に伴う退職手当の他会計との負担関係 <意見>

現在の方法では、例えば退職の直前まで他会計に在籍していたにも関わらず退職の直前に水道局に異動すると、当該職員の退職手当の全額を異動後の水道局が負担することとなってしまう、本来退職手当のほとんどの部分を負担すべき他会計は全く負担しないこととなってしまいます。水道事業会計では、受益者負担を明確にすることが求められますので、異動者の退職手当について、他会計との負担関係を適正化する制度を検討することが望まれます。

人事異動は、会計区分にかかわらず、横浜市全体の中で能力や実績、適材適所の観点から実施されるものであり、横浜市退職手当条例も、会計区分にかかわらず、すべての職員に適用しています。

退職手当については、地方公務員法における「国と地方公共団体相互間で通算を行うときは、最後に退職手当が支給されることになる」との考え方に基づいて、最後に所属する会計で負担しております。

また、異動者について見ますと、ここ数年、転入者が転出者を上回る状況となっておりますが、これは、管理職が退職した場合、内部の昇任者で充足できない分を他会計からの転入者で充てていることが、その主な要因であり、今後は、均衡が図られていくものと考えております。

11. 情報システム

(2) 開発から保守にいたるドキュメントの管理 <結果>

改修委託契約時に、契約の成果物として関連する既存ドキュメントへの反映を盛り込み、その上で局全体として、整備すべきドキュメントを特定し、順次整備していくことが必要です。

技術系と事務系では異なるかもしれませんが、またパッケージシステムの場合省略可能なものもあると思われませんが、概ね以下のようなドキュメントが整備および最新化される必要があると考えます。

局全体システム全体構成図（アプリケーション、ハード、ネットワーク）

システム毎の構成図（サブシステム関連図、ハード、ネットワーク）

入出力設計書（データ、画面、帳票）

平成16年2月に、「ドキュメントの整備及び管理の方針」及び「危機管理方針」について、局の方針を策定し、各課に通知しました。

これを受けて、各課では、必要なドキュメント類の整備を進めております。

また、既存ドキュメントの更新については、システムの変更等の機会を利用しながら、順次整備していきます。

機能関連図（プロセスフロー、業務フロー）
インターフェース一覧

詳細機能記述書、プログラム関連図、バッチ
ジョブネット図 等

他に、セキュリティ方針、運用方針、仕様変更
履歴、保守体制、運用体制、バックアップ方法、
危機管理方針等も局としておよび個別システム毎
に必要です。